

広報

あち

7月

2008 JULY No.189



主な内容

熊谷元一写真賞コンクール ……………2P～3P
国民健康保険税の改正について……………4P～5P
保育料が決まりました ……………6P
ご存知ですか？ 介護保険制度 ……………7P
村の事業に専門家からの意見を……………8P～9P
こんにちは、伊賀良消防署です。……………17P

阿智村消防技術大会

6月29日(日)、梅雨前線の影響による大雨のなか、阿智中学校グラウンドにおいて、村の消防技術大会が行われ、全12チームがポンプ操法技術を競い合いました。(関連:フォトリポート)

小型ポンプ操法の部

優勝 6分団 ・ 2位 5分団B ・ 3位 1分団B

私たちの村(7/1現在) 人口6,470人 男3,106人 女3,364人 世帯2,073戸

●阿智村のホームページ

<http://www.vill.achi.nagano.jp/>



元一写真大賞 『里山のひな祭』
清水清一郎（撮影地：徳島県阿南市）



阿智村賞 『しあわせの時』
富井保光（撮影地：長野県飯山市）



信毎賞 『ワア…ワア…逆さまダ…』
大勢登雅史（撮影地：神奈川県横浜市）

第11回

テーマ「笑顔」

熊谷元一写真賞コンクール

村では本村の名誉村民である熊谷元一さんの功績を顕彰し、現在に生かして未来に発展させようと、「笑顔」をテーマとして、第十一回熊谷元一写真賞コンクールを行いました。

今回も、熊谷元一さんの「農村記録写真」の精神にひかれた、四十都道府県の三百九十五人の方から約千点の応募があり、七月十二日（土）、阿智村観光センター（熊谷元一写真美術館）において、入選作品の表彰式が行われました。

阿智村では、平成八年六月、農村記録写真を通じて心豊かな生活文化の創造に役立てるため、「農村記録写真の村」宣言をしています。

芸術作品ではない民衆の生活を撮り記録していくことを目的として、平成十年よりこのコンクールを行っています。が、十一回目となる今回は、全国四十都道府県の三百九十五人の方から約千点の力作が寄せられました。

熊谷元一さんが見守るなか行われた伊東征彦審査委員長をはじめ五人の審査員による審査の結果、栄えある「元一写真大賞」には、兵庫県西宮市の清水清一郎さんの作品「里山のひな祭」が選ばれました。

〈審査員講評〉

前回からデジタルカメラの作品を受け付け、今回も千点近い応募がありました。

大賞の「里山のひな祭」は、ひな壇が軽トラックの荷台という意外性が面白く、緋毛せんを敷き、ひな人形を飾り付けたのは写真の二人の女の子でしょう。姉妹でしようか、小さな子供ならではのユニークな発想です。飾り終えた二人が「私たちのおひなさまを見て」とも言いたげに笑っています。特に誇らしげに右

テーマ部門		
作品名	お名前	住所
☆一般の部		
○元一写真大賞		
「里山のひな祭」	清水清一郎	(兵庫県 西宮市)
○阿智村賞		
「しあわせの時」	富井 保光	(長野県 野沢温泉村)
○信毎賞		
「ワア…ワア…逆さまダ…」	大勢登雅史	(神奈川県 横浜市)
○JAみなみ信州賞		
「僕はドロロンコ」	真次 弘	(東京都 八王子市)
○優良賞(2点)		
「微笑む麗人」	大原 玉市	(愛知県 豊橋市)
「おかめ」	佐藤 信一	(長野県 松川町)
○佳作(20点)		
「あこがれ」	中西 敦子	(長野県 御代田町)
「会心の踊り」	立津 元勇	(沖縄県 宮古島市)
「水のなか」	小林 俊昭	(長野県 長野市)
「元気なおばあちゃん」	高橋 正仁	(山梨県 上野原市)
「ローマの公園」	寺田 芳雄	(秋田県 横手市)
「今日からピカピカの一年生」	永田 龍也	(長野県 茅野市)
「仲間」	直井 真美	(静岡県 焼津市)
「遊びの天才」	平野 昌子	(神奈川県 横浜市)
「すてきな笑顔」	串原 幸延	(長野県 下條村)
「収穫の日」	矢花 久慶	(長野県 飯田市)
「抱っこ」	山中 三郎	(埼玉県 久喜市)
「シャボン玉いっぱい」	小林 秀子	(千葉県 野田市)
「和みのとき」	島岡 章一	(長野県 飯田市)
「きょうだい」	中島 辰男	(長野県 飯田市)
「早くあいたいな!!」	清水 文彦	(長野県 上田市)
「はい、チーズ!」	鈴木有英子	(長野県 茅野市)
「アナタのおしり、まっくらよ」	春日 和夫	(長野県 松本市)
「出番前のひととき」	高田 弘	(兵庫県 明石市)
「初体験」	滝井千恵子	(静岡県 静岡市)
「飛べ飛べもっと」	金田 安市	(長野県 松川町)
☆高校生以下の部		
○飯田信用金庫賞(3点)		
「小さなシャボン玉」	三富香織里	(静岡県 御殿場市)
「オットセイだよ!アウッ!アウッ!」	箱田 梓	(長野県 茅野市)
「放課後の部活」	山下 祐司	(兵庫県 市川町)
村内撮影部門(テーマ自由)		
○阿智村内撮影賞(5点)		
「お母さんガンバッテ」	木下 清勝	(阿智村)
「ザ・山師」	木下 正則	(阿智村)
「運動会」	松井 範久	(阿智村)
「収穫の喜び」	熊谷 恒彦	(阿智村)
「卯月の朝」	木下 公子	(阿智村)



JAみなみ信州賞 『僕はドロロンコ』
真次 弘 (撮影地: 東京都八王子市)



優良賞 『微笑む麗人』
大原玉市 (撮影地: 愛知県豊川市)



優良賞 『おかめ』
佐藤 信一 (撮影地: 長野県松川町)

手を挙げている子の仕草が自然で愛らしく、思わずほほ笑んでしまいました。背景の黒い屋内と白い壁が毛せんの赤や女兒を引き立て、壁に描かれた看板の男性の笑顔も効果的でした。

写真で大切なのは表現力だと思えます。見る人に「これは面白い。楽しい写真だ」と思ってもらうことが大切で、被写体と同化することが表現力の強さにつながります。次回もたくさん作品をお寄せ下さい。

【次回テーマ 再び「笑顔」】

第十回に続き、第十一回の今年もさまざまな笑顔の作品が全国から集まり、審査員一同楽しい気持ちで、シビアな審査をしました。

現在の世相の中、笑顔が生活に潤いや希望を持たせる大切な役割を果たしています。第十二回の「コンクール」も笑顔いっぱいの写真で飾りたいと思います。見る人が思わず笑顔になっってしまうようなユーモアあふれるほのぼのとした写真も期待しています。おじいさん・おばあさん・お父さん・お母さん、そして小中学生・高校生の皆さんも気楽に応募してください。

(審査委員長 伊東征彦)

国民健康保険税の改正について

◆算定方法の変更

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の開始に伴い、今までの算定方法の「医療分」「介護分」に加え、表のとおり新たに「後期高齢者支援金分」が加わります

◆国保税の年金からの特別徴収（天引き）

六十五歳から七十四歳までの年金受給者の方で、次の条件にすべて該当される方は、介護保険と同様に、年金から特別徴収（天引き）となります。

◆後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税軽減措置

- ①世帯主が国保の被保険者
- ②世帯内の国保の被保険者が全員六十五歳以上
- ③特別徴収の対象となる年金額が十八万円以上あり、介護保険料と国保税をあわせた金額が、年金額の二分の一を超えない方

七十五歳以上の方が後期高齢者医療制度、七十五歳未満の方が国保に加入の場合

- ・軽減を受けている世帯で、世帯構成・収入が変わらなければ五年間今までと同じ軽減を受けることができます。
- ・世帯の被保険者が一人となる場合には、五年間世帯別平等割が半額になります。（特定世帯）

国民健康保険税が決まりました

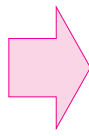
六月二日に阿智村国民健康保険運営協議会を開催し、平成二十年度の

平成20年度からの算定方法 (賦課限度額68万円)

【後期高齢者支援分】
加入者全員
(賦課限度額12万円)

【医療分】
加入者全員
(賦課限度額47万円)

【介護分】
40～64歳加入者
(賦課限度額9万円)



今までの算定方法 (賦課限度額65万円)

【医療分】
加入者全員
(賦課限度額56万円)

【介護分】
40～64歳加入者
(賦課限度額9万円)

阿智村国民健康保険税の賦課方法について審議いただき、村議会六月定例会で協議の結果が議決されました。今年度は医療制度改正により二千五百四十一人（平成二十年三月末）の加入者のうち七十五歳以上の加入者（八百三十二人）が後期高齢者医療制度へ移行し、加入者が大きく減少しています。また保険税の賦課基準に後期高齢者支援金分が新たに設けられることとなりました。

平成十九年度の医療費については、三億三百三十三万円、平成十八年度に比べ約八・八%伸びています。

国民健康保険税ですが、医療保険制度が大きく変更となる平成二十年においては、制度が定着した中で財政状況を見極め、保険税率について今後検討を行うことが適当であると考えられます。したがって、今年度については、前年の医療分の税率を医療分と後期高齢者支援金分に分割し、必要額を八千三百二十九万円（医療分五千九万円支援金分三千三百二十万円）と見込み、不足分は基金等を充てることにより全体としては引き上げを行わず、医療分と支援分の総額を前年税率計算額と同額と

表1

阿智村国民健康保険税率									
平成19年度					平成20年度				
区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	区分	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	5.50	25.80	17,000	21,000	医療分	3.35	12.28	10,200	15,100
					支援分	2.10	9.72	8,200	6,400
					計 (前年比)	5.45 (▲0.05)	22.00 (▲3.80)	18,400 (1,400)	21,500 (500)
介護分	1.64	9.95	7,700	6,000	介護分	1.64	9.95	7,700	6,000

※保険料の軽減措置を適用できる範囲内で負担調整をしています。

しました。また介護分についても現行どおりの税率とすることとしました。(表1)

一人当たりの平均国保税額は、五万三千五百六十五円となり、前年と同額になっています。

介護分は介護給付を受けられる方が増加の傾向にあり、それに伴い給付額も伸びています。

(介護納付金の必要額 千四百十四万円)

・後期高齢者医療制度で医療を受け

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請ができます

後期高齢者医療制度 についてのお知らせ

○国民健康保険税の納税義務者は世帯主です

世帯主が他の健康保険(社会保険・共済)等であっても、世帯内に国保の被保険者がいる場合、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

○国保脱退手続きは忘れずに!

職場の健康保険等に加入された方は、忘れずに役場窓口で申請をお願いします。

平成19年度納税率	
現年度分	95.46%
過年度分	34.31%
計	88.91%

- ※申請に必要なもの
- ① 限度額適用・標準負担額減額認定申請書(役場にありますが)
 - ② 保険証
 - ③ 平成二十年七月三十一日有効期限の「限度額適用・標準負担額減額認定証」
 - ④ 印鑑

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年八月一日～翌年七月三十一日です。

ている方で、住民税非課税世帯に該当し、すでに入院されている、または今後入院される予定のある方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。入院したときに窓口で支払う一部負担金、入院時の食費や居住費が減額されます。なお、交付を受けなかった場合でも申請により認められれば限度額を超えた分が支給されます。

・すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方には、更新手続きの書類をお送りしました。早めに必ず申請してください。

平成二十年度の保育料が決まりました

平成二十年度の保育料の徴収基準額が、次のようになります。
 率減税の廃止を受け、四階層以上の階層区分の所得税額が変更になりました。

税源移譲による所得税の減額と定

した。

(阿智地区)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定 義		3歳未満児の場合(円)	3歳以上児の場合(円)
第1階層	生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む)		0	0
第2階層	第1階層及び第4階層～第7階層を除き、前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,400 (7,000)	6,300
第3階層		村民税課税世帯	15,800 (12,000)	11,100
第4階層-1	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円未満	22,500 (18,500)	15,300
第4階層-2		20,000円以上 40,000円未満		17,900
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	32,300 (24,500)	20,000
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	39,100 (29,500)	21,200
第7階層		413,000円以上	42,500 (32,000)	22,000

() …3歳到達児の保育料

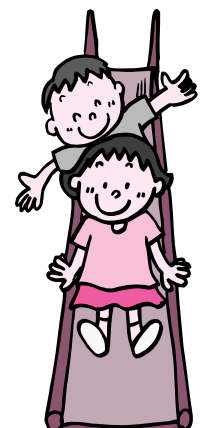
- * 同一世帯で同時に2人以上の児童が入所している場合、保育料が軽減されます。
 - ・ 同時入所児童のうち1人目は全額徴収。
 - ・ 同時入所児童のうち2人目は1/2徴収。
- * 3子目以降の3歳以上児は全額免除、3歳未満児は1/2徴収。
- * 第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。
 - ・ 第2階層は免除・第3階層は1,000円減額。
- * 阿智村に住所を有する広域入所児童1人あたり、徴収基準額に5,000円を加算します。

(浪合地区)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定 義		3歳未満児の場合(円)	3歳以上児の場合(円)
第1階層	生活保護法による非保護世帯(単給世帯を含む)		0	0
第2階層	第1階層及び第4階層～第7階層を除き、前年度分の市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3階層		村民税課税世帯	12,000	8,000
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	15,000	10,000
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	18,000	12,000
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	21,000	14,000
第7階層		413,000円以上	24,000	16,000

- * 同一世帯で同時に2人以上の児童が入所する場合、保育料が軽減されます。
 - ・ 同一入所児童のうち1人目は全額徴収。
 - ・ 同一入所児童のうち2人目は1/2徴収。
 - ・ 同一入所児童のうち3人目は1/10徴収。
- * 第2・3階層の母子・父子世帯、障害者のいる世帯は減免があります。
 - ・ 第2階層は免除・第3階層は1,000円減額。

今年度は、阿智地区に住所がある三歳以上の第三子以降の児童にかかる保育料は全額免除となり、また、三歳未満の児童にかかる保育料は半額になります。



い存知ですか？介護保険制度

〈第一回〉介護サービスを利用できるまでの手続き

介護保険制度は、介護が必要となつたときに利用できる制度です。

今回から数回に渡つて介護保険制度について紹介します。

第一回目の今回は「介護サービスを利用できるまでの手続き」をお知らせします。

介護サービスを利用するためには、下図のとおり、役場に申請して「介護が必要な状態である」と認定される必要があります。

介護に関することなどでお困りのことがありましたら、民生課介護保険担当または自立生活支援センターまでお気軽にご相談ください。
次回は「介護サービス」の種類や内容をお知らせする予定です。

●お問い合わせ先

民生課 電話 四三二二二〇〇

自立生活支援センター

電話 四五一一一四〇

●申請から利用までの流れ

①申請をします

印鑑を持って役場民生課へお出かけください。

②要介護認定が行われます

役場の職員が自宅などに訪問し、調査を行います。
かかりつけのお医者さん（主治医）から、「意見書」を作成していただくよう、役場が手続きを行います。

③審査・判定を行います

調査した内容と主治医の「意見書」をもとに、専門家による「介護認定審査会」で審査します。

④認定結果を通知します

審査会で認定された内容に基づき、認定結果通知書と介護保険証を作成し、自宅などに郵送します。



申請をしてから認定結果が出るまでには、約1ヶ月程度かかります。

「清内路村との合併に関する住民意向調査」を実施しました。

五月に実施しました住民意向調査に、対象者の約九割に達する大勢の皆さんから回答をいただきました。
集計結果については、「館報あちむら」(平成二十年六月二十日 第二百二十五号)に詳細が掲載されておりますので、ご覧ください。

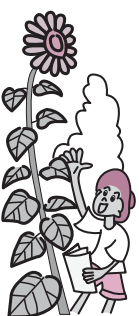
なお、この結果により、村議会六月定例会において、法定合併協議会の設置を議決いただき、六月十六日に「阿智村・清内路村合併協議会」を設置しました。

現在、来年三月末日の新阿智村誕生に向け協議を進めております。協議の内容は、「合併協議会だより」にてお知らせしますので、ぜひ、ご覧下さい。

●お問い合わせ先

阿智村・清内路村合併協議会 事務局

☎四三二二二〇〇



「村の事業に専門家からの意見を」

これまで村は、住民ニーズに対応した簡素で効率的な村政実現のため、住民の皆さんに村の事業を評価して頂く、「行政評価検討委員会」を行ってきましたが、十九年度は、立命館大学の地方行政専門の二人の教授から意見をいただきました。

ここでは主なものをお知らせしますが、大変参考となるもので今後の村政にいかしていきます。

事業評価の詳細については、役場総務課までお問い合わせ下さい。

立命館大学 政策科学部

平岡 和久 教授

立命館大学 政策科学部

森 裕之 准教授

●お問い合わせ先

総務課 電話 四三一一三二〇

事業名	評価
社会福祉協議会補助金	運営費補助から事業費補助へ整理しなおすべきである。自治会の役割との補完的分担を追求するべきである。
外国人広報・相談員設置事業	中国語講座は本来は公民館活動として位置づけられるべきである。相談員は中国人居住地区に積極的に出向く活動が求められる。
出産祝金支給事業	所得保障としては不十分であり、出産祝いとしては別のあり方を検討する余地がある。
シルバー人材センター運営費補助金	制度が立ち上がったばかりとはいえ、会員の拡大をいっそう推し進めていく必要がある。ハローワークの元職員の配置によって、さらなる事業拡大が期待される。
敬老大会参加該当者補助金	各地区での開催という形態は、自治会活動の活性化にもつながっており、有効性が高い。補助金と自治会負担のバランスを考慮しながら、過大な補助にならないように努めるべきである。
高齢者クラブ活動事業補助金	すべてのクラブが補助を上回る活動を行っており、有効性が認められる。約3割の未加入者に対する会員拡大の余地がある。
介護者休養支援事業	入浴・マッサージ・鍼灸サービスのニーズが不明瞭である。ショートステイや代替介護サービスが必要であれば、介護保険外の上乗せサービスとして位置づけるべきである。村が行うべきサービスかどうか明確ではない。利用率が低く、有効性に疑問がある。
敬老祝支給金事業	地域経済の振興というのは副次的目的に過ぎず、主目的をおろそかにすべきではない。商品券という形態は、1割未使用という点からみて、現金よりも有効性がおとる。
老人等交通サービス事業	公共交通と地域の相互扶助による交通確保の補完としてきめ細かい制度設計を行っているものとして、有効性は認められる。自治会の自主的取り組みなどをさらに検討すべきである。
自立支援扶助金及び介護扶助金事業	低所得者としての利用負担軽減措置が、利用率の向上につながったかどうかについて検証が必要である。
障害者等共同作業訓練事業補助事業	障害者自立支援法への移行にともなって、小規模作業所の運営は厳しいものがある中で、定員拡大へ向けた努力が求められる。
地域支援事業 (自立生活支援センター)	自立生活支援センターの業務そのものの整理を行うべきであり、たとえば生きがい講座は公民館との役割分担を検討すべきである。また介護予防については効果を検証すべきである。自治会との連携を強化し、参加者の拡大策などは思い切って自治会の力を活かすべきである。
福祉医療費支援事業	村単事業の対象となる乳幼児をもつ家計にとっては、実際の医療費軽減や安心感を与える効果があったと思われるが、適切な受診が行われているかどうかの検証が課題である。本事業と同時に、健康・医療に関する知識を住民が高めることによる健康増進活動と合わせることで、より効率性が高まると思われる。
母子保健	ひよっこ教室やめばえ事業の利用者に対するアンケートなどによって、事業の効果を検証する必要がある。

水中運動教室	利用者が限られており、かつ固定的である。しかも、赤字補填額も大きいため、公平性からも問題がある。
授産事業	事業量と定員の確保を一層すすめる必要がある。
し尿処理事業	水洗化家庭との料金格差がある。
ごみ収集処理事業	不燃ゴミを減らすために、分別を徹底させ、それにより一般財源の負担を軽減させる必要がある。西部衛生施設組合負担金が非常に重く、もともとの施設整備のあり方に問題があったといえる。施設の更新期を見据えて、整備のあり方を検討すべきである。
合併浄化槽設置事業	普及率の向上をはかるべきであり、そのための方策を検討すべきである。合併処理浄化槽の更新について国県補助が行われないことは制度上の欠陥であり、村としても制度改革を強く訴えていく必要がある。
有機の里づくり	品質向上と認証農産物の増加を図る必要があり、そのために雨よけハウスなどの普及を重視すべきである。 多品種少量生産に対応する販路拡大策を検討すべきである。
新規就農者・新規栽培者等支援対策事業	新規就農支援としてはきわめて不十分であり、どういった層を新規就農の対象とするか、またどういった農業形態が相応しいかなど、抜本的に新しいモデルづくりを検討すべきである。
大豆・そば振興事業	事業が生産者任せになっており、受動的で計画性に欠けている。
産直市場ホームページ運営事業	有効性が非常に限られており、また独自のHPや楽天等を活用する農家もあり、事業が農家のニーズとミスマッチを起こしている。
鳥獣対策事業	本事業によってどの程度の被害が防がれたのかについて検証すべきである。
営農支援センター事業	直売所等の販路の拡大や有機活用農産物の付加価値の向上が課題である。
分譲住宅用地購入事業	分譲は順調に進んでいる。 今後は他地域の動向も勘案しながら、一層慎重に事業を進めていく必要がある。
子育て支援若者定住対策事業	地元の居住者が7割を占めるため、本事業の政策的効果の検証を行う必要がある。
水道維持管理事業	10年以内には施設の耐用年数が到来するため、維持管理および改修にかかる計画と経費の見通しを早急に策定する必要がある。その際には、水道料金の水準も同時に検討する必要がある。
下水道施設維持管理事業	各戸の下水道への接続率が70%台であり、施設の有効活用に問題があるため、各戸の状況を見定めつつ、対策を講じる必要がある。
チャレンジ起業支援補助事業	事業が小規模で単発的であり、新規参入事業者の支援としてはあまりにも不十分である。
交流推進事業補助	交流人口の拡大という目的からみれば、有効性は非常に少ない。 事業の目的と内容が一致していないため、事業の位置づけを再考する必要がある。
東山道ウォーキング事業	観光地としてのアピールのために、住民による自主的な取り組みを支える意味では一定の有効性が期待される。
治部坂高原別荘管理事業	すでに管理費の滞納事例も出てきており、今後別荘所有者の世代交代に対応した別荘地としての継続戦略のための対策が早急に策定される必要がある。
阿智村観光協会事業	園原や浪合地区などの地域の観光地づくりについては、その有効性について評価する必要がある。
未満児・延長・障害児保育	保育士の勤務体系上の理由から、延長保育や早出保育への対応ができていない可能性がある。 中堅的な専任保育士の不足から、専門性の継承という点で課題がある。とくに保育所の6園体制を維持するのであれば、この点の対策を早急に講じる必要がある。
公民館活動	参加者が減少しているため、地域住民への浸透の面で疑問がある。有効性を発揮させるためには、企画力などの力量が求められる。 有効性を発揮するためには、地区公民館主事の力量を実質的に向上させる施策を検討する必要がある。
熊谷元一写真賞コンクール	村内からの応募が非常に少なく、村の単独事業としては問題がある。 抜本的な対策を講じる以外に本事業の効率性を高めることは不可能である。
海外研修事業	アンケートが実施される予定であるが、有効性の検証は不可欠である。 一部の子どもにのみ及ぶサービスであり、公平性には欠ける。
放課後子ども対策	潜在的ニーズの把握も含めて、効果を検証する必要がある。 人数に比べて、一般財源の持ち出しは多い。
子育て講座	継続的・体系的な取り組みになっているのかどうかについては疑問がある。 報酬が高すぎる。

機構改革と人事異動

平成二十年七月一日

これまで総務課内にあった、自治会活動をはじめ住民の皆さんの主体的な取組の窓口となっていました「協働活動推進室」としました。事務室は、コミュニケーション一階で変更ありません。お気軽にご相談等お立ち寄り下さい。

村職員の異動等

() 内は旧任

【協働活動推進課】

▽課長兼広報係長 林 茂伸(教育次長)

▽課長補佐協働活動係長 美濃部利昭(総務課長補佐協働活動推進室)

▽川上 悟(総務課協働活動推進室)

▽塩澤 寛(総務課協働活動推進室)

▽大石真紀子(総務課協働活動推進室)

▽中里信之(総務課協働活動推進室)

【教育委員会】

▽教育次長 佐々木正義(総務課協働活動推進室長)

▽兼社会教育担当 林 茂伸

【榊屋神温泉エリアサポート派遣】

▽水上宗光(企画参事)

阿智村浪合診療所に阿藤医師が着任

長野県衛生部の人事異動に伴い、阿智村浪合診療所の医師が五月一日より「阿藤一志医師」に変わりました。飯田市立病院から週に三日(月・水・金)午前中半日派遣されており、

山ノ内町出身で平成十三年自治医科大学卒業後、外科医として県内各病院に勤務、平成二十年四月までは、県立阿南病院に勤務され、五月一日より飯田市立病院に赴任されました。専門は外科全般です。



阿藤一志医師

阿智村消防団協力事業所制度の第一号を認定しました

この制度は、消防団活動に積極的に協力する事業所を村が「消防団協力事業所」として認定することにより、

事業所と消防団の連携を一層強化すると共に、事業所の地域防災への社会的貢献を公表するものです。

阿智村で第一号を認定し、表示証を交付しましたのでお知らせします。

認定事業所

阿智工務店(株)

阿智村駒場四二八一



表示証の交付(阿智村役場にて)



村が交付する表示証

ふるさとづくり寄附金の創設について

六月の議会定例会において、阿智村ふるさとづくり寄附金条例が議決されました。「ふるさと納税制度」の創設を盛り込んだ地方税法の改正により、生まれ育った郷里などに寄附した場合、居住地の住民税額が控除されることとなります。村では寄附金(ふるさと納税)の運用について基金を設置し、次の事業に活用していきます。税額控除は平成二十年一月からの寄附までさかのぼり、平成二十一年度の住民税から適用されます。寄附金制度の内容、受付については、役場総務課までお問い合わせ下さい。

主な活用方法

- 1 農村記録写真に関する事業
- 2 山本慈昭平和記念館に関する事業
- 3 満蒙開拓平和記念館に関する事業
- 4 歴史・文化、景観保全に関する事業
- 5 福祉、子育て支援・人材育成に関する事業



6 昼神・治部坂ほか産業振興に
関する事業

又、横浜市在住の「阿智村名誉村民」後藤正さんが七月一日に来村され、その際、子どもたちの図書購入のために、ふるさとづくり寄附金の第一号となる六十万円のご寄付を頂きました。



寄附の申込みをする後藤正さん

ご家庭でも電気の安全点検を!



8月は
「電気使用安全月間」
です

夕つ足配線は
火事のもと

電気のご相談は

(財) 中部電気保安協会飯田事業所

TEL.0265-23-3452

平成20年度阿智村農作業標準労賃、機械作業料金

1. 食事は、労務者持ちとします。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。
3. 消費税5%は、内税とします。(機械作業のみ)
4. 男女雇用機会均等法により、農作業標準労賃を同額にしてあります。
5. 作業別労賃、機械作業料金は以下のとおりとします。

(単位：円)

	作業別種類	単 位	平成19年標準(男女同額)	摘 要
稲作	一般作業	1日当り	6,400	
	田植作業	//	6,500	
	防除作業	1時間当り	1,600	◎散布機持ち込み
畑作	一般作業	1日当り	6,400	
果樹	せん定作業	1時間当り	1,600	
	花付け作業	1時間当り	850	
	一般作業	1日当り	6,400	
機械作業 特殊田は別途考慮	機械オペレーター	1時間当り	1,600	◎労務受託のみ
	耕起のみ	10アール当り	8,500	◎但し、15cm耕起を標準とする。 なお、面積3アール以下のほ場については、20%増とする。 あげ代を条件とする。
	代かきのみ	//	12,500	
	田植作業	//	10,000	◎2条歩行(機械借料のみ5,000円)
	刈取作業 (バインダー)	//	10,000	◎結束ひも付 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。(機械借料のみ5,000円)
	ハーベスター	//	10,500	◎面積3アール以下のほ場は、20%増しとする。 (機械借料のみ5,000円)
	もみすり	1俵当り	800	◎技術者付き1俵当り ◎20俵以下は20%増しとする。
	自脱型 コンバイン	10アール当り	22,000	◎補助者は委託者が手配する。 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
S.S防除作業	//	3,500	◎農薬は委託者持ち	

農業委員会からのお知らせ

平成二十年年度の阿智村農作業標準労賃等については左表のとおりです。

阿智村標準小作料

平成20年4月1日～平成23年3月31日 阿智村農業委員会(10アール当り)

区分 等級	田 (円)	畑 (円)	ナシ・リンゴ (円)	備 考
1	14,000	9,000	26,000	等級基準区分表による
2	12,000	8,000	23,000	//
3	10,000	7,000	20,500	//
4	8,000	6,000	18,000	//
5	6,500	5,000	15,500	//
6	5,000	4,000	13,400	//

注)ただし、リンゴ・ナシの小作料については、成園の状態をいう。

※小作料の額が右記小作料に比較して三十%を越える場合は、農業委員会は当事者に対し、小作料の減額を勧告することができます。

※契約期間中の標準小作料の改定による減額については、両者協議の上、小作料を変更できるものとする。

◎なお、等級基準区分表は変更しておりません。

農業委員改選

任期満了による七月六日執行の農業委員会委員の選挙は、一日に告示され、定数と同数の次の十二名が立候補し無投票当選となりました。今後、三年間の任期で村の農業振興にご尽力いただきます。農地に関するご相談は農業委員にお問い合わせ下さい。

地域の特性を生かした産地づくりを目指して

阿智村水田農業推進対策協議会では需要に応じた米の生産を図るとともに、水田農業の構造改革や水田を活用した作物の産地づくりを推進しています。

〔産地づくり交付金の助成制度〕
安心・安全な米づくりや地域の特性を生かした園芸品目の生産振興を推進するために産地づくりの交付金による助成制度があります。

阿智村農業委員会委員 一般選挙当選者名簿		
委員の氏名	出身地区	電話番号
原 紘一	奥 藤	43-2465
原 直助	知久保	43-2924
内田 浩司	中関下	43-2810
山田 芳男	砂 田	43-3140
高間 昭司	上 郷	43-3576
後藤 等	下半堀	47-2045
熊谷 忠介	戸 沢	44-2028
石原 朝男	寺 尾	43-3317
橋本 誠久	丸 山	43-3483
下原 広人	曾 山	43-2714
石原 勝夫	下 平	43-2581
園原 一典	西栗矢	43-2181

※4月以降、単価の変更がありましたのでお知らせします。

助成の種類	助成の単価 (見込)	申請方法など
水田を利用した振興品目に対する助成 (産地づくり交付金の対象振興品目) 大豆、そば、きゅうり、スイートコーン、アスパラガス、姫ひまわり、ヒペリカム、飼料用作物など ※果樹については新植または4年以内の交付対象期間に限る。	10a当り 10,000円	各農家から提出された水稻生産実施計画書に基づき対象水田の現地確認を行います。
振興品目作付に対して堆肥を購入した場合の助成 平成20年度に収穫又は植え付けに用いる堆肥とし、平成19年10月から平成20年9月までに購入した堆肥。	堆肥1トン当り 2,000円	JAまたは役場ふるさと整備課にある申請書に必要事項を記入し、堆肥購入の領収書を添付して10月31日(金)までに提出して下さい。
水田を新たに借りて(利用集積して)、水稻または振興品目を作付けした場合の助成 作付面積が合計500㎡(5a)以上で農業委員会に申請を終えた新規貸借田。	10a当り 20,000円	JAまたは役場ふるさと整備課にある申請書に必要事項を記入して、11月28日(金)までに提出して下さい。
水田の作業受託(1ha以上)に対する助成 耕起・整地、田植え、収穫(コンバイン作業等)の3作業のうち同一圃場で2作業以上を受託した場合、または保全管理を目的として耕起・整地作業と、その他に草刈り作業など2作業を受託した場合	10a当り 耕起・整地 4,500円 田植え 4,850円 収穫 7,200円	JAまたは役場ふるさと整備課にある申請書に必要事項を記入して、申込書を11月28日(金)までに提出して下さい。

◎詳しくはJAみなみ信州農協阿智支所生産課(電話43-2225)、役場ふるさと整備課農林係(電話43-2220)までお問い合わせ下さい。

産地づくり交付金を受けるには交付要件すべてを満たす必要があります。
☆集荷円滑化事業に加入すること。
☆交付金対象作物を転作水田に作付けし、生産調整の実施者であること。
☆品目ごとに作付面積合計が二百㎡(二畝)以上、転作水田の七割以上で作付けされていること。
☆水稻生産実施計画書等の提出がされていること。
ただし、花きについては百㎡(一畝)以上作付けされていること。
(初つがる、シナノスイート、柿、水田借り手、湛水直播栽培は五百㎡(五畝)以上)

平成十九年度 チャレンジゆうAchi 決算報告書

「だれでも」「いつでも」「いつまでも」会員と地域の皆様に支えられ、チャレンジゆうAchiの活動も五年目を迎える事が出来ました。

そこで、会員と広く地域の皆様方にクラブの活動を御理解して頂けますように、財務状況の報告をいたし

ます。平成十九年度はスポーツ振興助成金（toto補助金 六十八万三千円）を受けることができ、平成二十年度は百万円の助成も受けられます。村、totoの助成と皆様方の会費、受講料等を有効に活用させて頂き、多くの皆様に、スポーツや文化活動で健康づくり、地域づくり、競技力向上等に楽しいみんなのチャレンジゆうAchiとして活動を進めてまいります。

平成19年度 チャレンジゆうAchi 決算書

【収入の部】

[単位：円]

項目	予算額	決算額	増減	内容
会費	840,000	840,000	0	個人220×2000、ファミリー80×5000
参加費	1,370,000	1,390,000	20,000	講座参加費
補助金	2,000,000	2,000,000	0	村より（内683千円がtoto補助）
その他	10,000	75,066	65,066	売り上げ等
合計	4,220,000	4,305,066	85,066	

【支出の部】

項目	予算額	決算額	増減	内容		
				スポーツメニュー	文化メニュー	クラブ運営
諸謝金	1,767,000	1,746,000	△ 21,000	1,534,500	211,500	
備品費	0	38,800	38,800			38,800
消耗品費	311,800	484,816	173,016	68,870	335,678	80,268
印刷製本費	378,200	431,235	53,035			431,235
借料及び損	298,000	132,350	△ 165,650	106,600	25,750	
通信費	51,000	43,610	△ 7,390	37,710	5,900	
賃金	1,404,000	1,404,000	0			1,404,000
雑役務費	10,000	24,255	14,255	20,265	3,990	
合計	4,220,000	4,305,066	85,066	1,767,945	582,818	1,954,303

『2008県民スポーツフェスティバル』 参加者を募集します

県民の皆さんにスポーツ・レクリエーション活動の場を広く提供することにより、相互交流を深め、健康で豊かなスポーツライフの実現に寄与することを目的として、十月十二日（日）松本平広域公園を中心に2008県民スポーツフェスティバルを開催しますので下記のとおり参加者を募集します。奮ってご参加下さい。

日時 平成二十年十月十二日（日）
八時三十分～十五時三十分

場所 松本平広域公園
（信州スカイパーク）他

内容

○競技の部（十二種目）〔申込必要〕

陸上競技、グラウンド・ゴルフ、ペタンク、ミニサッカー、フットサル、小学生相撲、キンボール、ソフトボール、ソフトバレーボール、ゲートボール、マレットゴルフ、ラージボール卓球

○ふれあいスポーツの部（六種目）
当日参加可能

健康ウォーキング教室、インディアカ、フライングディスク、ペタンク、キンボール、ビームライフル
○イベント広場 当日参加可能

チャレンジ・ザ・ゲーム、皿まわし、ユニカール、スポーツチャンバラ、ディスクゲッター、パラバルーン、3B体操

募集期日

申込締切 九月五日（金）

お問い合わせ先

阿智村中央公民館
☎四三二二〇六一

国税に関する ご相談について

平成二十年五月一日（木）から、国税に関するご相談のうち内容が複雑で事実関係を確認する必要が、あるご相談については、事前に税務署に電話予約をいただいた上での面接相談となります。国税に関するご相談を希望される方は、まず電話にてお問い合わせください。

飯田税務署

☎〇二六五二二二二一六五

テレビについての大切なお知らせです

二〇一一年（平成二十三年）七月二十四日までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。それ以降は、アナログテレビをお使いの方は、そのままではテレビ放送（デジタル放送）を見ることができません。

地上デジタル放送を視聴するためには、

- ①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える
- ②地上デジタルチューナーを買い足す（テレビ一台ごとに必要）

各方法があります。なお、BSアナログ放送も地上アナログ放送と同じ二〇一一年七月二十四日までに終了します。

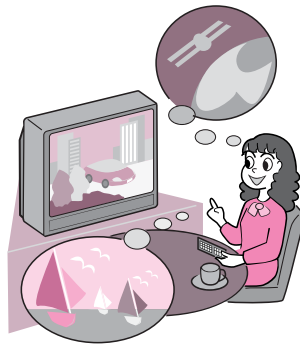
デジタル放送に関するお問い合わせ先

- ・総務省アジコールセンター
☎〇五七〇〇七〇一〇一
つながらない場合は
☎〇三ー四三三四ー一ー一
・BSデジタル放送お問い合わせセンター

☎〇五七〇〇一ー二〇一ー
つながらない場合は

☎〇四五ー三四五ー四〇八〇

- ・(株)デジタル放送推進協会
ホームページ
<http://www.dpa.or.jp>



昼神エリアサポートについて

昼神温泉は、出湯以来順調に発展してきました。今日では、阿智村の税収入の二割ほどを占め、雇用等においても大きな貢献をできています。

しかし、近年旅行形態の変化や、旅行客の減少が全国的に進んでおり、昼神温泉についても例外ではなく大変厳しい経営環境にあります。

こうした状況を受けて、各旅館においても経営改善に努められておりますが、温泉郷全体としても従来の

あり方を大きく改めていく必要に迫られています。

従来は、村の支援を受けて宣伝やイベントを行って昼神温泉の認知度を高め、お客さんの満足度を高めることを行ってきましたが、お客様のニーズに答えられるものではありませんでした。

厳しい観光地間競争に勝ち抜いていくためには、温泉郷全体の経営戦略を持つことがもっとも大切な時であると判断をしました。

こうした考えに基づいて、従来村が主導的に行ってきた温泉郷の全体経営を、民間主導に温泉郷の経営を行う組織として「昼神温泉エリアサポート」を立ち上げました。

村としては、この会社に対して、三年間毎年運営補助金一千万円、誘客対策事業に三千万円を支援することとしてスタートしました。

平成十八年十二月設立以来、昼神温泉の認知度を高めるための施策として、我が国の情報の発信元である東京圏への告知活動を進めてきました。また、昼神温泉を訪れたみなさんを村内の観光施設に案内する昼神温泉発着バスの運行等を進めてきま

した。この結果、「何でも鑑定団」の収録に見られるようにテレビジョンでの取り上げや、大手眼鏡店の「めがねストアー」との提携等実績を挙げております。また、このごろではJR東日本との提携による誘客対策が進んでおり、JR岡谷駅からの直行バスの運行等を行っております。

今後は、これらの宣伝に力を入れていくと同時に、来て頂いたお客さんに満足して頂くこと、昼神に来れば、「こんな事が出来ますよ」というような個々の旅館とエリア全体の提携による魅力の発信等が課題となっています。

こうした課題を実践して厳しい経営環境を乗り越えて、頑張れば何とかなるところまで、みんなでもっていつて頂きたいと考えます。

全国の、温泉観光地の中には、温泉の火が消えてしまったところが数多くあります。昼神温泉から上がる入湯税は、湯つたり々な昼神の分を除いて四千万円ほどあります。村としては、この範囲内で、人も金も含む支援を行い、この二年の内に見通しを立てて頂きたいと考えています。

平成20年度自衛官等募集

募集種目		受験資格	受付期間	採用試験日	待遇・その他
防衛大学	推薦	高卒（見込含）21歳未満の者 （推薦については高等学校長の推薦等が別途必要です。）	9月5日～ 9月9日	9月27・28日	修学年限4年 卒業後1年で 3等陸・海・空尉 入学金・授業料免除
	一般	高卒（見込含）21歳未満の者	9月8日～ 9月30日	1次：11月15・16日 2次：12月16～20日	
防衛医科大学		高卒（見込含）21歳未満の者	9月8日～ 9月30日	1次：11月1・2日 2次：12月3～5日	修学年限6年 医師免許修得後に2等陸・海・空尉（入学金免除）
航空学生		高卒（見込含）21歳未満の者	8月1日～ 9月10日	1次：9月23日 2次：10月18～23日 3次：11/15～12/12日	入隊後約6年で3等海・空尉 最短でパイロットに！
看護学生		高卒（見込含）24歳未満の者	9月8日～ 9月30日	1次：10月25日 2次：11月22・23日	修学年限3年 看護師免許修得後2等陸曹 自衛隊の白衣の天使
一般曹候補学生		18歳以上24歳未満	8月1日～ 9月10日	1次：9月20日 2次：10月9～16日	入隊後2年9月経過後選考により 3等陸・海・空曹
2等 陸・海 ・空士	男子	18歳以上27歳未満の者	年間を通じて実施	受付時にお知らせします。	陸上は2年（技術3年） 海上・航空は3年を1任期とし 任用（以降2年を単位）
	女子		8月1日～ 9月10日	9月28・29日	
自衛隊生徒		本制度は、名称も含め改正する予定です。詳細については最寄りの地方協力本部にお問い合わせ下さい。			
予備 自衛官 補	一般	18歳以上34歳未満の者	1次 1月7日 ～4月14日	1回目 4月19～21日 2回目 10月18～20日 ※いずれか1日を指定	階級は指定しない 教育訓練招集手当 日額7,900円 教育訓練修了後予備自衛官として任用
	技術	18歳以上で国家資格を有する者 （資格により最高齢55歳未満）	2次 7月22日 ～10月10日		
問い合わせ 自衛隊長野地方協力本部 飯田出張所 〒395-0053 飯田市大久保町2637-3（飯田市役所 南 国合同庁舎内） 電話・FAX 0265(22)2613 【募集コールセンター 0120-063792】 防衛省・自衛隊					

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わります

平成20年10月1日から免除基準が次のとおり変わります

【全額免除】

- 「**身体障害者**」「**知的障害者**」「**精神障害者**」が世帯構成員であり、**世帯全員が市町村民税（住民税）非課税**の場合に、全額免除となります。
- *従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象を拡大します。
- *生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。

【半額免除】

- 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合**に、半額免除となります。
- *視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません。
- 重度の障害者**（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が**世帯主の場合**に、半額免除となります。
- *従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。

【従来の免除基準と新しい免除基準（平成20年10月1日から）】

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]		半額免除 [障害者の方が世帯主の場合]	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日まで	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日まで
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額に費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度のし体不自由者	●視覚・聴覚障害者（変更なし） ●重度の身体障害者（内部機能障害等を追加）
障知害者の	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税（重度以外も対象）	適用外	重度の知的障害者
障精害者神	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

【お問い合わせ先】NHK視聴者コールセンター

受付時間：午前9時～午後10時 [土・日・祝日は午後8時まで]

この免除を受けるにはあらかじめ申請が必要です。印鑑と障害者手帳をご持参の上、役場民生課までお越しください。今まで免除となっている方は特に申請は必要ありませんが、半額免除から全額免除に変更する場合には改めて申請が必要です。ご不明な点は民生課福祉係（43-2220）までお問い合わせください。

健診が始まります

～40～74歳までの国保の方の特定健診・39歳までの方の健診・75歳以上の後期高齢者健診～

健診の日時と会場

◎元気な暮らしを続けるために、申し込まれた方は必ず健診を受けましょう。

日	時 間	会 場
8月1日 (金)	午前 8:15～10:30	伍 和 公 民 館
	午後 12:30～1:30	
8月4日 (月)	午前 8:15～10:30	保 健 セ ン タ ー
	午後 12:30～1:30	
8月5日 (火)	午前 8:15～10:30	保 健 セ ン タ ー
	午後 12:30～1:30	
8月6日 (水)	午前 8:15～10:30	智 里 東 公 民 館
8月7日 (木)	午前 8:15～11:00	浪 合 コ ア ホ ー ル

□午前中に健診を受ける方は朝食を食べないで下さい。

午後健診を受ける方は、朝食は軽く食べ、昼食は食べないで下さい。

□40～74歳で国保以外の方は、勤めている事業所に確認し事業所で受けてください。



結果報告の日時と会場

◎結果をお返しするまでが健診です。いずれかの会場までお出かけください。

保健師・管理栄養士・健康運動指導士が対応します。

日	時 間	会 場
9月12日 (金)	午後 1:00～4:00	保 健 セ ン タ ー
	午後 6:00～8:00	
9月16日 (火)	午後 1:00～4:00	保 健 セ ン タ ー
	午後 6:00～8:00	
9月17日 (水)	午前 9:30～11:00	伍 和 公 民 館
	午後 1:00～4:00	伍 和 公 民 館
9月18日 (木)	午前 9:30～10:30	智 里 西 公 民 館
	午後 1:00～4:00	智 里 東 公 民 館
9月22日 (月)	午前 9:30～11:00	保 健 セ ン タ ー
	午後 1:00～4:00	
9月24日 (水)	午前 9:30～11:00	浪 合 コ ア ホ ー ル
	午後 1:00～3:30	
9月25日 (木)	午後 6:00～8:00	保 健 セ ン タ ー

トマトのだししょうゆ漬け

1人分 39kcal 塩分1g

【材料】4人分

トマト…………… 中2個 酢…………… 小さじ2
 玉ねぎ…………… 1/2個 だし汁…………… 大さじ1・1/2
 青じそ…………… 5枚 (顆粒だしを溶かしたものでよい)
 しょうゆ…………… 大さじ1・1/2 レモン汁…………… 小さじ2

【作り方】

- ①トマトはヘタを取り除いて縦半分にし、横2～3mm厚さに切る。
- ②玉ねぎを薄切りにし、水にさらす。青じそはせん切りにし、5分ほど水にさらす。
- ③②をそれぞれざるにあげ、水気をしっかり切る。
- ④しょうゆ、酢、だし汁、レモン汁を合わせ、調味液を作る。
- ⑤①のトマト半量を皿に少しづつずらして並べ、その上に半量の玉ねぎ、青じそをのせる。残りも同じように並べ、④の調味液をかける。冷蔵庫で20～30分冷したらできあがり。

*暑いときのメニューにピッタリの一品です。簡単にできるのでぜひお試しください。

保健計画

○ご不明な点は保健センターまでお問い合わせ下さい。
 TEL 43-2220

月 日	事 業
7月29日	乳児健診
8月7日	3歳児眼科健診
8月19日	ひよっこ教室
8月26日	乳児健診
9月9日	ひよっこ教室
9月10日、11日	乳房マンモグラフィー検査
9月19日	1歳6ヶ月健診
9月26日	2歳児健診
10月7日	ひよっこ教室
10月17日	3歳児健診
10月24日	ポリオ予防接種
毎週金曜日	リハビリ教室
毎週水・木・金曜日	水中運動教室 (基礎教室)
毎週月・水・木・金曜日	水中運動教室 (目的別教室)

*乳房視触診検査は9月上旬を予定しています。日程が決まり次第お知らせしますので、よろしくお願ひします。

こんにちは、伊賀良消防署です。

ごあいさつ

伊賀良消防署長 小平 誠

伊賀良消防署が現在地に移転し早くも十余年、この間にアップロード周辺地域のめざましい発展、三遠南信自動車道・山本一天竜峡インターの供用開始など取り巻く環境にも大きな変化がありました。龍江・山本分署を擁し、さまざまな災害（緊急消防援助隊含む）に対応している当署の役割は、地域防災の要でもあり今後更なる広域化する視点からもますます重要であると、4月に赴任以来、痛感している次第です。



救急は件数の増大が憂慮され、救急車の数には限りがあります。適正対応のためにも、ご理解ご協力をお願いします。また、火災は予防が第一です。焼死者根絶のためにも、住宅火災警報器の設置をお願いします。災害はいつ起こるか分かりませんが、減災は可能です。そのためは、日常の備えと心構えが大切です。

いずれにせよ、日常の災害対応はもとより地震や風水害など広域多発災害への対応には、消防団や地域の皆様のお力添え（地域防災力）が不可欠です。今後ともよろしくお願いいたします。

伊賀良消防署の概要（分署を含む）

- 1 伊賀良消防署の出動地域**
伊賀良・鼎・山本・竜丘・川路・龍江・上久堅・千代・三穂・阿智・清内路・中央自動車道・三遠南信自動車道へ災害出動します。
- 2 伊賀良消防署の職員数及び勤務体制**
伊賀良消防署：消防係、救急係、予防係…職員25名（うち日勤2名）
山本分署、龍江分署 第1・2係…各分署職員12名（隔日勤務職員）
各署所では24時間2交代勤務で職員が災害対応にあっています。
- 3 平成19年 災害発生状況（伊賀良消防署管内）**
火災…32件（建物19件、林野火災2件、車両火災2件、その他火災9件）
救急…1576件（火災3件、交通137件、急病1053件、一般236件、他147件）

「いざという時の救命処置」を知っていますか？

救命処置を行う上で心肺蘇生法と自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できることを目的に普通救命講習会を実施しています。

講習会を受けていただくことで身近な人がもしその場で心臓、呼吸が停止したとき、いち早く救命処置ができれば助かる可能性が高くなります。



- 迅速な119番通報
- 迅速な救命処置
- 迅速な救急隊による救急処置
- 迅速な病院での救命処置の救命リレーが大切です。



*倒れている人を発見した人が勇気を持って対応することが必要です。救急講習会お問い合わせは…伊賀良消防署救急係

・25-0119へお願いします。

火の用心 7つのポイント

- 1 家のまわりに燃えやすい物を置かない。
- 2 寝タバコやタバコの投げ捨てはしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときには、焚き火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすい物は近づけない。

焚火火災を無くしましょう！！

焚火をするときは最寄の消防署へ連絡をお願いします。

住宅用火災警報器は付いていますか？



火災の早期発見・逃げ遅れの軽減を目的に平成21年6月1日より住宅火災警報器設置が義務となります。火災による被害者を出さないためにも、住宅への火災警報器の設置をお願いします。（予防係長 小林友治）



- 寝室・階段…設置してください。
- 台所…設置をお勧めします。

お問い合わせは本部予防課

・23-6002
または、伊賀良消防署予防係
・25-0119
へお願いします。

- *伊賀良消防署 ・0265-25-0119 (FAX兼用)
- *山本分署 ・0265-25-1195 (FAX兼用)
- *龍江分署 ・0265-27-4911 (FAX兼用)

平成20年度全国統一防火標語

「火のしまっ君がしなくて誰がする」

火事と救急は119
携帯も固定電話も

阿智高だより

vol.18

本格的な夏がやってきます。学校ももうすぐ夏休みです。日ごろの学習やクラブ活動や学校行事の中で、生徒が成長する姿が見られます。

先日は、半世紀を超える歴史となった第51回棟祭が無事終了しました。地域の方々にも多数ご来校いただきありがとうございました。

第51回 棟 祭



来校者を迎える各種飾り付け



勇壮な太鼓演奏



2年生は長崎修学旅行に向けて



軽音楽の演奏

運動部も頑張っています。



総体は敗退しましたが、国体予選は南信3位の女子バレー部



希望者が集まり、剣道も南信総体に出場しました。



伝統あるソフトテニス部もがんばっています。



惜しくも敗れてしまいましたが、野球部へのご声援ありがとうございました。

2学期もよろしくお願いします。

これからの行事

8月	21日	2学期始業式
	30日	PTA研修旅行
9月	12日	生徒会役員選挙
	24~26日	中間考査
10月	3日	強歩大会
	15~17日	2年修学旅行
	27~31日	公開授業週間
11月	5~6日	クラスマッチ
	19~21日	期末考査
12月	11日	平和学習
	18日~25日	保護者懇談会
	26日	2学期終業式

Photo report [フォト・リポート]

第11回 熊谷元一写真賞コンクール



7月12日（土）に昼神の熊谷元一写真童画館において、11回目となる熊谷元一写真賞コンクールの表彰式が行われました。次回、12回のコンクールのテーマは「笑顔」です。多くの村民の皆さんの応募をお待ちしております。

合併構想策定の申入れ



6月23日に、村井長野県知事に合併構想策定の申入れを行いました。合併新法に基づき、県が策定する合併構想に、この合併が位置付けられることにより、国の財政支援措置を受けることが出来るようになります。

新たに2名の女性消防団員



6月29日（日）に行われた消防技術大会は、新たに2名の女性消防団員が参加して行われ、早速大会においてアナウンスを担当しました。

消防団では、団員・女性消防団員を募集しています。詳しくは役場総務課消防防災係までお問い合わせ下さい。

宝くじ助成事業



この事業は、宝くじの普及広報事業として受け入れる宝くじ受託事業を財源として、コミュニティの健全な発展を図るため、(財)自治総合センターが団体に助成を行うものです。

村では、平成19年度にこの宝くじ助成事業を受け、生きがいデイサービスの開催と、「あたっしゃかい」の送迎用車両ハンディキャブ車3台を整備しました。

ねんきん特別便

年 金太郎



あぜみち

NHKの番組「ご近所の底力」で、中関自治会の活動が紹介されました。全国的に自治会を中心とした地域（コミュニティ）活動が大切であるとされながらも、「役所からの下請けで仕事が増える」とかで低迷しているのを、どう打開するかという視点での番組でした。阿智村で住民のみなさんの手によって行われている自治会の活動は、住民のみなさんが地域で生きていくために何が必要かを、みんなを出しあって、自分達のこととして取り組まれていることが、評価されている放映でした。

先日、議員研修に伴って、徳島県の上勝町に視察に行ってきました。御存知のように上勝町は、料亭で出される料理のツマの葉っぱを出荷していることで有名になった町です。遠山谷を思わせる山の中の町ですが、葉っぱビジネスで年間二億六千万円と稼ぎだし、その担い手の大半が高齢者というところ。八十才以上の方が年間一千万を稼いでいるという話がありましたが、何も無い山村で今日全国から注目を集める成功をした因は、そこに生きている人のふるさとに生きるという気力と、ここで豊かに、幸せに生きていく夢があったからだといっていました。

どのような形で実現するかは、地域によってまちまちですが、そこに生きている人が、子ども達に帰ってこいといえるかどうか、一人ひとりの気の問題が大きいことを感じています。